

平成30年11月定例会代表質問

1 豪雨災害からの復旧・復興について

(1) 執行体制の確立等

災害関連の補正予算は巨額だが、執行体制が支障になり復旧事業等が進捗しないことがあってはならない。短期及び中長期の両面で十分な執行体制を早急に確立すべきだが、県の業務内容の整理や役割分担の在り方も含め、いかがか。また、他県から専門職員の派遣を受ける場合、派遣、受入側双方に財政上の負担が生じないかたちで実現すべきだがいかがか、併せて所見を伺いたい。

民主・県民クラブの高橋議員の代表質問にお答えいたします。

まず、豪雨災害からの復旧・復興についてのご質問であります。

執行体制の確立等についてであります。これまで、被災者の生活支援等のため、必要な組織の新設や人員の確保に努めてきたところであり、引き続き、既存業務の見直し等を図りながら、一日も早い復旧・復興に向け、執行体制の整備に取り組んでまいりたいと存じます。

また、職員派遣に係る経費については、応援側と受援側双方の団体に負担が生じないよう、繰り返し国に要望しているところであります。

1 豪雨災害からの復旧・復興について

(2) 来年度の予算編成

ア 検証結果の反映等

7月豪雨災害の検証結果が出されるのは今年度中とのことだが、この検証結果を予算にどう反映させていくのか、検証委員会の議論の進捗と予算編成スケジュールをどう連動させていくのかも含め、現時点での考えを伺いたい。

次に、来年度の予算編成のうち、検証結果の反映等についてであります。これまでの検証委員会において、住民に避難行動を促す効果的な取組や、市町村への県職員の派遣、体制の確立等について意見交換が行われており、引き続き、こうした検証委員会での議論も踏まえながら、より災害に強い岡山の実現に向け、予算編成に臨んでまいりたいと存じます。

1 豪雨災害からの復旧・復興について

(2) 来年度の予算編成

イ 所見等

来年度の予算編成にあたっては、県財政の状況を県民に正しく伝えるとともに、県財政が厳しい環境下にあっても、「生き活き岡山」の実現に向けた歩みを緩めないという前向きな姿勢を見せてほしいが所見と県民へのメッセージを伺いたい。

次に、所見等についてであります。豪雨災害へ対応するための補正予算の編成により、財政調整基金の取崩しや、多額の県債発行が見込まれることなどから、県財政は一層厳しくなるものと言わざるを得ませんが、そうした中であっても、限られた財源を有効に活用し、豪雨災害からの復旧・復興の一層の加速と、生き活き岡山の実現に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

1 豪雨災害からの復旧・復興について

(3)タイムライン

ア 市町村の策定状況

河川氾濫した場合の対応を時系列で事前に定める防災行動計画「タイムライン」については、西日本豪雨で人的被害があった自治体の3割が策定していなかったとの報道があるが、本県の市町村のタイムライン策定状況はどうか。

次に、タイムラインのうち、市町村の策定状況についてであります。県では、気象情報に合わせたタイムラインについては、これまで台風の接近時に、その活用を市町村に促しており、全ての市町村が策定しておりますが、河川水位の状況等に合わせたタイムラインについては、国が主導して国管理区間における取組を進めており、現在、8市町で策定しているところであります。

1 豪雨災害からの復旧・復興について

(3)タイムライン

イ 市町村との連携等

タイムラインの策定が進まない背景には、水害に関する専門知識を持った自治体職員が少ないという指摘があり、市町村単独での策定に苦慮していることがうかがわれる。各自治体のタイムライン策定に向け、県として、市町村とどう連携し、どう支援していくのか、伺いたい。

次に、市町村との連携等についてであります。7月豪雨災害の状況を踏まえれば、河川水位の状況等に合わせたタイムラインの活用は有効であると考えておりますが、市町村が策定に取り組む場合には、専門的な知識が必要となることから、今後、国とも連携を図

りながら、積極的に支援してまいりたいと存じます。

1 豪雨災害からの復旧・復興について

(3)タイムライン

ウ 運用面の課題等

国、県、市町村等がそれぞれつくるタイムラインが、発災時に混乱なく適切に機能し、円滑な災害対応につながるよう、各タイムライン間の横の連動性も点検する必要がある。こうした視点も含め、タイムラインの運用面の課題と対策について、所見を伺いたい。

次に、運用面の課題等についてであります。水害のタイムラインについては、河川やダム管理主体にこだわらず、水系全体のダムの放流量や水位に基づいた行動計画であるタイムラインを策定し、運用することが大変重要であると考えております。

こうした観点は、検証委員会においても指摘されていることから、今後、水系ごとのタイムラインの策定について、国や市町村等と連携し、検討を進めてまいりたいと存じます。

1 豪雨災害からの復旧・復興について

(4)重要水防箇所

ア 総点検等

今回の豪雨災害で県管理河川堤防が決壊した16か所のうち、重要水防箇所に指定されていたのは3か所のみだ。第3回災害検証委員会では、決壊箇所の状況を把握した上で、重要水防箇所の評価基準に適合した抽出ができてきているかの総点検を実施し、重要水防箇所の見直しを行うとの方向性が示されたが、調査の仕方や評価基準の見直しを検討するのか。

次に、重要水防箇所のうち総点検等についてであります。現在、被災箇所や浸水箇所を中心に、重要水防箇所の評価基準への適合の有無について確認しているところであり、その結果によっては、調査方法や対象河川の見直し、評価基準の再検討を行ってまいりたいと考えております。

1 豪雨災害からの復旧・復興について

(4)重要水防箇所

イ ハード整備の取組

重要水防箇所は優先的に河川改修等のハード整備に取り組むことが必要だが、具体的にどう対応するのか。河川改修計画の見直しなどとの連動も含め、伺いたい。

次に、ハード整備の取組についてであります。河川改修等は、直近に被害が発生した箇所や、河川整備計画に位置づけられた施行箇所などにおいて計画的に実施しているところですが、今回の災害を受け、現在行っている重要水防箇所等の緊急点検の結果も踏まえ、必要な場合には改修計画の見直しを行い、緊急性の高い箇所から取り組んでまいりたいと存じます。

1 豪雨災害からの復旧・復興について

(5)被災した空き家

被災した空き家の解体が進まなければ地域の迅速な復興に支障を来す。空き家の被災状況をどのように認識しているか。また、撤去に関する被災自治体との連携は進んでいるか。被災した空き家は倒壊のおそれが増し、行政代執行等による撤去を含めた迅速な対応も必要だが、県が取り組む対策について、併せて伺いたい。

次に、被災した空き家についてであります。被災地には相当数の空き家が存在すると考えられますが、被災市町村からは、実態を把握できていないと聞いております。

空き家対策は、市町村が主体的に取り組むべきものであることから、県の除却補助制度や除却代執行の説明を行うなど、被災市町村への支援を行っており、引き続き、被災空き家の除却に向けて、必要な助言を行ってまいりたいと存じます。

2 森林行政について

(1)市町村における人員の確保等

来年度から森林環境譲与税が導入され、新たな森林管理システムが始まり、その運用は主に市町村が担うこととなる。そのためには、市町村が林業の経営管理の専門知識を持ち、おかやま森林・林業ビジョンの広域的な計画を県と共有することが必要だ。市町村の人員確保や養成、市町村との協議の現状と今後の取組について、併せて伺いたい。

次に、森林行政についてのご質問であります。

市町村における人員の確保等についてであります。新たな森林管理システムの導入に向け、対象森林を有する全ての市町村において、専門的な人材の確保・育成や地元森林組合の活用などの準備が進められております。

県では、市町村との検討会を計5回開催しており、引き続き、その結果を踏まえ、人材

を紹介する仕組みづくりや研修体制の充実など、具体的な支援策について検討を進めてまいります。

2 森林行政について

(2)県産材の利用促進等

平成16年以降、おかやま森づくり県民税も活用した間伐等を進めてきたが、県産材の供給量の増加等を考えると、今後の森づくり県民税や森林環境譲与税の活用は、新たな森林管理システムの構築と同時に、県産材の利用促進や良質な育林の支援に重きを置くことが必要だが、所見を伺いたい。

次に、県産材の利用促進等についてであります。年々充実してきているヒノキ林などの森林資源を有効利用するため、市町村等と連携し、森づくり県民税や森林環境譲与税を活用しながら、下草刈りや間伐など適切な育林のほか、CLT等の利用促進など新たな木材需要の創出や、国内外での県産材の販路拡大等に重点的に取り組み、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業サイクルを循環させてまいりたいと存じます。

3 農家の収入保険について

(1)県内の状況等

平成31年1月から新たに始まる収入保険は、青色申告の実績が1年分あれば加入でき、本県では約9千の農業経営体が対象だが、県内の販売農家のどの程度の割合か。また、10月から申請手続きが始まっているが、申請の状況と今後の見通しについて、併せて伺いたい。

次に、農家の収入保険についてのご質問であります。

県内の状況等についてであります。平成29年度末現在、青色申告を行っている農家は9,225戸で、販売農家数30,600戸の約3割となっております。

また、制度が十分浸透していないことや、7月の豪雨災害の影響などから、現時点では、当初の加入目標である約2,200戸の実現は厳しい状況であり、引き続き、農業共済団体等と連携し、説明会の開催や戸別訪問の実施など、一層の加入促進に努めてまいります。

3 農家の収入保険について

(2)指導等

青色申告の実績をつくるには、申告の届出とともに、現金出納帳等に日々の取引と残高を記帳する必要がある。そうした経験のない農家に対する指導・助言や広報が制度の普及には必要だが、所見を伺いたい。

次に、指導等について ありますが、青色申告を行っていることが、収入保険の加入要件となっていることから、県では、農業共済団体やJA等と連携し、収入保険制度の広報と併せて、青色申告についても、その周知に取り組むとともに、農業普及指導センターにおいて、農業者を対象に帳簿への記帳などの指導、助言を実施しているところであり、今後とも、こうした取組を通じ、青色申告の普及促進に努めてまいりたいと存じます。

4 受動喫煙の防止について

改正健康増進法が平成32年4月までに全面施行される。県は、禁煙・完全分煙施設の認定事業を行っているが、取組が遅れているように思う。東京都は法律を超えた厳しい基準の条例を定めているが、国の動向や他の自治体の事例なども踏まえ、どう対応していくのか。伊原木カラーの強いより踏み込んだ対策を期待するが、所見を伺いたい。

次に、受動喫煙の防止についてのご質問ですが、県では、これまでも、禁煙・完全分煙施設の認定事業や、たばこの煙から子どもたちを守るための、たばこフリーキッズ事業を実施し

てきたところであります。

さらに今年度は、たばこが及ぼす健康影響などに関する講義を、県内4大学で始めるとともに、労働局の協力を得ながら、求人企業に対し、従業員の受動喫煙の防止を働きかけるなど、独

自の環境整備を進めているところであります。

また、改正健康増進法では、屋内禁煙などの受動喫煙防止措置が義務づけられることから、法の円滑な施行に向けて、制度の周知を図るとともに、改正法より一步踏み込んだ厳しい基準による認定事業を推進し、敷地内禁煙が一層普及するよう努めてまいりたいと考えております。

引き続き、受動喫煙のない社会の実現に向けて、団体や企業と幅広く連携し、官民一体となった取組を全力で進めてまいりたいと存じます。

5 児童相談所の体制強化について

(1)緊急総合対策への対応

国の発表した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」では、転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底など具体的な対策が挙げられているが、緊急対策の実施にあたりどう対応するのか、新規に取り組むこと、既存の取組に加え対応を強化すべきことなどについて

伺いたい。

次に、児童相談所の体制強化についてのご質問であります。

緊急総合対策への対応についてであります。国の対策の発表後、直ちに児童相談所長会議を開催し、対象児童が県外に転居した場合の確実な情報共有など、国の対策を踏まえ、強化した内容を徹底したところであります。

また、児童相談所と警察の間で重要な事案が確実に共有できるよう、情報共有の対象を明確化し、新たに協定を締結したところであります。

5 児童相談所の体制強化について

(2)総合強化プランへの対応

国が年内に策定する「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の骨子には、児童福祉司の配置標準の見直しや一時保護の体制強化、市町村の職員体制及び専門性の強化などが掲げられているが、総合強化プランにどう対応していくのか、所見を伺いたい。

次に、総合強化プランへの対応についてであります。児童相談所の体制については、これまで必要な人員を計画的に確保してきたところであります。引き続き、年内に策定されるプランを踏まえ、児童福祉司など専門職員の適正な配置に努めてまいります。

また、市町村の体制については、子ども家庭総合支援拠点の設置促進により、相談体制を強化し、全ての子どもに対し、必要な支援が提供されるよう努めてまいりたいと存じます。

6 子どもの貧困対策について

(1)今後の取組

子どもの生活実態調査の結果を受け、有識者、支援団体等で構成する「岡山県子どもの未来応援ネットワーク会議」が子どもの貧困対策について議論を重ね、その報告書が11月にまとまった。ネットワーク会議からの提案を受け、今後どう取り組むのか、スケジュールも含め伺いたい。

次に、子どもの貧困対策についての質問であります。

今後の取組についてであります。報告書では、お話の4つの柱に沿って、早い段階からのアウトリーチや、居場所への支援など、目指すべき施策の在り方が示されたところであります。

県としては、こうした提言を踏まえた取組を市町村に働きかけるとともに、具体的な県の施策について、できる限り速やかに検討してまいりたいと存じます。

6 子どもの貧困対策について

(2)計画の改定

来年度、「岡山いきいき子どもプラン2015」の改定が行われ、その中で子どもの貧困対策計画についても見直されると聞いている。適切な指標・目標を設定し、施策に取り組むことになるが、その検討状況について伺いたい。

次に、計画の改定についてであります。来年度の改定に向け、その基礎資料となる県民意識調査を、今年9月から実施しており、調査結果を年度内に取りまとめることとしております。

改定にあたっては、今回の調査結果や、国の「子供の貧困対策に関する大綱」の見直し状況、ネットワーク会議からの提言などを踏まえ、実効性のある計画となるよう検討してまいりたいと存じます。

7 観光振興について

来年4月から瀬戸内国際芸術祭が行われるが、県内の観光地に足を運んで、滞在してもらう対策が重要だ。例えば、アートや生活文化を体験できる環境を整えたり、京橋から瀬戸内海の島々へのクルーズ船運航を支援するとともに、観光施設との周遊割引チケットの販売など、新たな観光商品の開発を検討してはどうか。芸術祭を訪れる観光客を県内に呼び込む観光振興施策について、所見を伺いたい。

次に、観光振興についてのご質問であります。来年度は、瀬戸内国際芸術祭の開催に伴い、芸術に関心の高い観光客の来県が期待できることから、観光キャンペーンでは、フルーツに加

えてアートもテーマとし、県内で開催されるアートイベントとも連携しながら、魅力ある企画を実施してまいりたいと考えております。

また、京橋からのクルーズ船の運航が具体化すれば、岡山後楽園等との周遊割引チケットの発行など、芸術祭を訪れる観光客の周遊につながる施策を検討してまいりたいと存じます。

8 地元での就職促進について

(1)Uターン就職促進事業

県は若者の地元定着や人材還流を目指して様々な取組を行っているが、昨年度実績でも転出超過の状況は改善が見られない。今年度の大学新卒の就職活動は山を越えたが、地元

での就職促進が求められる中、新たに取り組んだ県外大学生や若手社会人のUターン就職促進事業の成果・
と今後の課題を伺いたい。

次に、地元での就職促進についてのご質問であります。

Uターン就職促進事業についてであります。県内企業20社が参加した東京・大阪での合同就職面接会で県外大学生7名の採用が決定するとともに、離職した若者の再就職を応援する企業の登録制度に33社が登録しているところであります。

今後の課題は、こうした取組の認知度の向上であると考えており、学生や若手社会人、企業への積極的な周知に努めてまいりたいと存じます。

8 地元での就職促進について

(2)地元企業の人材確保

経団連は会員企業向けの採用指針の廃止を決めた。既に外資系企業等が採用指針にとらわれず求人活動を行っており、人手不足の状況から早期に人材確保に動く企業が増えると思われる。国は就活ルールを議論する場を設けているが、地元企業の人材確保に向けて今後の懸念と、その対策を伺いたい。

次に、地元企業の人材確保についてであります。国は、2020年度卒業予定者の採用日程の現状維持を経済団体等に要請することとしていますが、就活ルールが短期間のうちに変わること、地元企業や学生に不安を与えることを心配しております。

県としては、どのような就活ルールになっても、地元企業が優秀な人材を確保できるよう、今後とも県内企業の魅力を学生に積極的に伝え、円滑なマッチングに取り組んでまいりたいと存じます。

9 第4次産業革命について

(1)ICT環境の整備状況等

ア 産業界

県の産業界における第4次産業革命への対応について、ICT環境の整備、生産現場のIoT化など、中小企業を含めた現状はどうか。県の対応状況と併せて伺いたい。

最後に、第4次産業革命についてのご質問であります。

ICT環境の整備状況等のうち、産業界についてであります。県内中小企業等のうち製造業とサービス業を対象とした民間の調査では、財務会計や顧客管理業務において約9割の企業でICTが導入されており、また、生産現場を持つ製造業におけるIoTの利活用は、

約1割にとどまっている状況であります。

県では、中小企業のIOT化等を進めるため、普及啓発セミナーの開催をはじめ、課題解決のための専門家派遣、新製品開発への活用など企業の実組状況に応じて支援しているところであります。

9 第4次産業革命について

(1)ICT環境の整備状況等

イ 教育現場

国は学習指導要領に小学校でのプログラミング教育の必修化を盛り込み、プログラミング的思考を育成するとし、国の新たな方針に基づき教育現場でICT環境を整備することとしているが、本県の整備状況はどうか。また、テクノロジーを活用したEdTechが最近注目されているが、教育現場での活用状況はどうか、併せて教育長に伺いたい。

まず、教育現場についてであります。本年3月時点の本県公立学校における教育用コンピュータの整備状況は児童生徒4.6人に1台、電子黒板の普通教室への整備率は31.0%、無線LANの整備率は32.3%となっております。なお、この状況を全国平均と比べると、コンピュータと電子黒板では上回っておりますが、無線LANでは下回っている状況であります。

次にEdTechの活用状況についてであります。小・中学校における、対話型ロボットを活用したプログラミング学習や、高校における、個々の生徒の理解度に応じてAIが問題を出題するサービスを活用した基礎学力の定着など、生徒の主体的な学習につながる取組を進めているところであります。

9 第4次産業革命について

(2)人材の育成等

高度なスキルが必要なデータサイエンティストを継続して育成するには、義務教育における基礎学習を経て、就学から就業、就業後まで段階に応じて必要なスキルを身につけるシステムが必要だ。県として人材育成の観点からどんな役割を果たすのか。また、各企業の職業能力開発支援や工業高校のIoT教育の充実など、イノベーションに対応できる人材の育成・確保に力を入れるべきだが、併せて所見を伺いたい。

次に、人材の育成等についてであります。県としては、第4次産業革命を担う人材の育成支援が重要であると考えており、教育現場では、小中高校を通じたプログラミング教育等により情報活用能力の育成が図られるとともに、企業に対しては、おかやまIoT推進ラボ協議会を組織し、ビッグデータ等の高度な利活用技術習得のための専門講座などを実施しております。

また、イノベーションに対応できる人材の育成確保については、先進企業を訪問しての現地研修や専門家派遣により、企業を支援するとともに、工業高校においてロボット電気科の設置やドローンを使った測量実習等が実施されているところでもあります。

以上でございます。

11 いじめについて

(1)問題行動等調査結果の評価等

国の問題行動・不登校調査結果では、県内小中高校生等によるいじめの認知件数は2,866件で前年度より637件増加し、重大事態も9件であった。認知件数だけでなく、いじめの内容、地域間格差などを含め、県内の今回の調査結果をどう評価し、今後どう対策を講じるのか、教育長に伺いたい。

次に、問題行動等調査結果の評価等についてであります。いじめについては、本県においても、冷やかしかからかい等を含め、積極的な認知を進めておりますが、全国と比べ認知件数が依然少なく、また、市町村間で大きな差がある状況であります。

今後も、いじめ問題対策基本方針の一層の周知徹底を図り、市町村教委や学校と密接に連携し、いじめの未然防止に努めるとともに、積極的な認知と早期対応による確実な解消にしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

11 いじめについて

(2)SNSを介したいじめへの対応等

SNSを介したいじめは把握が難しく、いじめの深刻化の要因の一つだが、ネット上の不適切な書き込み等への対応も含め、本県ではどう対応しているのか。他県ではLINE等SNSを活用した相談窓口を開設しているところもあり、本県でも検討が進んでいるが、コミュニケーションツールの多様化に対応した相談体制の見直しについて、併せて教育長に伺いたい。

最後に、SNSを介したいじめへの対応等についてであります。児童生徒が主体的にスマホの使い方を考え提案するスマホサミットの開催、ネット上の不適切な書き込みの検索を定期的に行うネットパトロール、アプリを利用した匿名によるいじめ等の相談・報告システムの活用等を行っております。

相談体制の在り方については、現在取り組んでいる相談・報告システムの効果を検証するとともに、国の動向や他県の状況を踏まえ、検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

民主・県民クラブ・高橋議員の代表質問にお答えいたします。

まず、「サイバー犯罪対策について」のうち、「広報の強化」についてであります。

インターネットが犯罪に利用されるケースが増加していることから、県警察CJでは、被害防止に向けて、サイバー犯罪等の分析結果を踏まえ、犯罪手口や注意事項等を分かりやすく解説した

「サイバー瓦版」を作成し、県警ホームページ等で掲載しているほか、各種会議等での広報や防犯指導を行っているところであり、このような活動を今後も一層強化してまいります。

次に「県警察の活動状況」についてであります。サイバー犯罪対策課はもとより、各警察署においても、サイバー相談に対して対処方法を丁寧に説明しているほか、重点事業で整備した「サイバー犯罪体験型コンテンツ」を活用したセミナーを開催したり、民間の情報セキュリティ会社と連携したセキュリティ意識の向上に向けた啓発活動等を推進しております。

なお、平成29年中は、不正アクセス禁止法違反事件やインターネット利用犯罪等162件を検挙しているところであります。

最後に、「対処能力の強化」につきましては、高度化する犯罪手口に対応するため、捜査員の民間企業への派遣研修等による専門家の育成や、部内の研修等により警察全体のサイバー犯罪への対処能力の強化を図ってまいります。

以上でございます。